

資料 3

(案)

## ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画

平成 27 年 月

香 川 県



## ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（目次）

1. 管理すべき鳥獣の種類 .....	1
2. 計画期間 .....	1
3. 対象地域 .....	1
4. 目的 .....	1
5. これまでの経緯 .....	1
6. 現状 .....	1
(1) 生息状況 .....	1
(2) 農業被害および被害対策状況 .....	2
7. 適正管理の基本的な考え方 .....	3
8. 具体的な管理目標 .....	3
9. 管理目標を達成するための方策 .....	4
(1) 個体群管理 .....	4
(2) 被害対策 .....	5
(3) 生息環境管理 .....	6
10. モニタリング調査 .....	6
(1) 生息状況調査 .....	6
(2) 農業被害調査 .....	6



## 1. 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル（以下「サル」という。）

## 2. 計画期間

平成 27 年 5 月 29 日から平成 29 年 3 月 31 日（第 11 次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

## 3. 対象地域

香川県全域とする。

## 4. 目的

- ア 農業被害及び生活環境被害の防止
- イ 自然度の高い森林地域において、集落依存度の低い地域個体群を将来に渡って健全に維持する。

## 5. これまでの経緯

昭和 53 年に行われた環境省の自然環境保全基礎調査によれば、主なサルの群れは、県内では東かがわ市とさぬき市の南部、まんのう町の南西部及び小豆島の山間部で生息する程度であった。以降、その生息範囲は徐々に拡大し、現在では中山間地域や集落にまで群れが進出するようになった。特に東讃地域及び小豆島でその傾向は著しい。

この間、群れの拡大に合わせて農業被害も拡大したことから、県内各地で、侵入防止柵の設置や追い払い、環境管理を中心とした集落活動が活発に行われるようになり、一部の地域では先進的な取り組みも生まれるようになった。しかしながら、多くの地域では、防除活動も捕獲も不十分な状況にあり、農業被害が深刻化するとともに、人口の少ない山間部等においては、大きな社会問題ともなっている。県では、このような状況に対応するため、平成 24 年度からニホンザル生息状況調査を実施し、県内のサルの現状を明らかにするとともに、その対策について検討してきたところである。

さらに、近年は、\*住居集合地域等へもハナレザルが出没し、人身被害等が発生するようになったことから、追い払い等の防除対策に取り組んでいるところである。

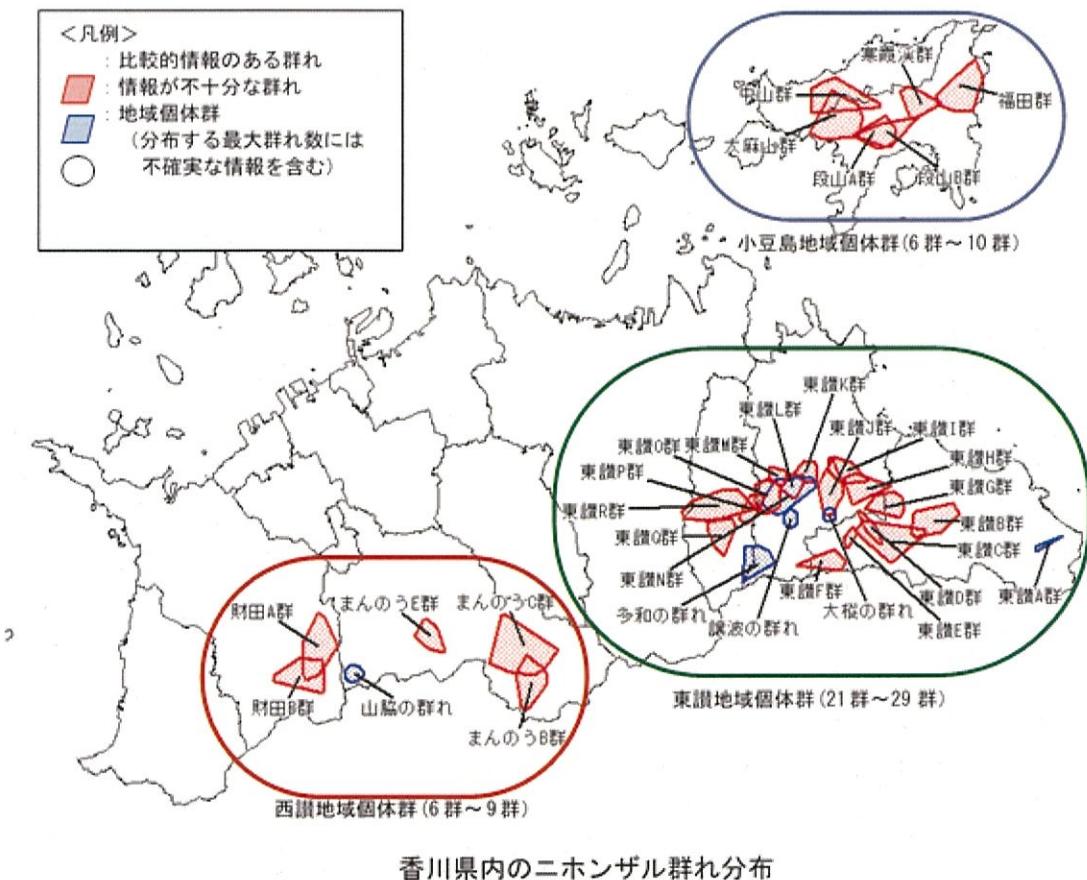
\* 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

## 6. 現状

### (1) 生息状況

生息状況調査の結果、県内には合計 33 群が生息し、その生息頭数は 3,111～4,546 頭であることが明らかとなった。

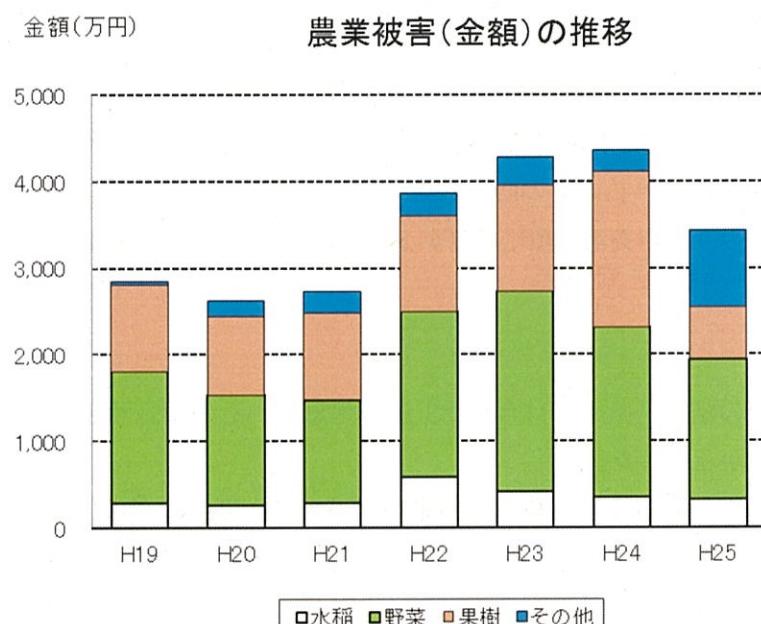
分布の連続性を考慮して、県内の地域個体群を東讃、西讃、小豆島に区分すると以下のようになる。



## (2) 農業被害および被害対策状況

### ① サルの出没と被害状況

サルの出没は、夏期（6月～8月）と冬期（12月～2月）に多く、それ以外の時期には比較的少ない。森林にサルの餌となる果実やタケノコ等の餌が少なくなる時期、サルは群れで中山間地域に襲来し、果樹園や家庭菜園等の被害が発生している。



また、近年、中山間地域の過疎・高齢化や耕作放棄地の拡大等農村環境の変化にともない、サルの群れが平野部にも進出するようになり、水稻、麦類、大豆などの土地利用型作物への被害が拡大している。平成25年度の農業被害は、48.3ha、34,368千円である。

## ② 被害対策の状況

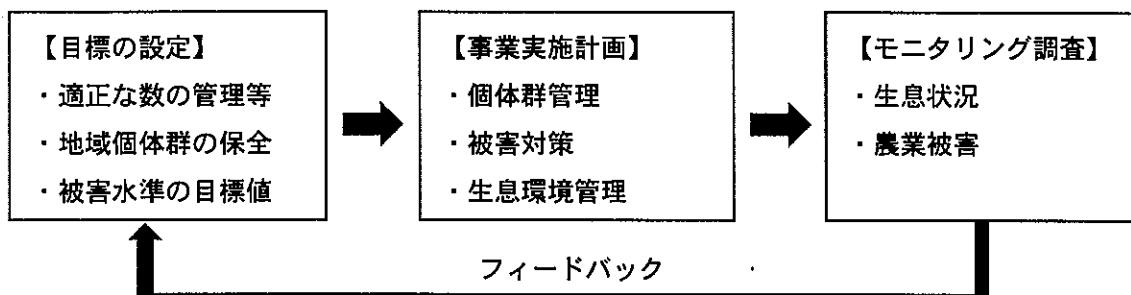
東讃地域の一部の地域では、出没状況や被害程度を勘案しつつ、集落ぐるみで未収穫作物や耕作放棄地の適切な管理等による誘引物の除去、緩衝帯整備等の生息環境管理、追い払い、侵入防止柵の設置等の対策を講じ、大きな成果を上げている。

しかしながら、県内のほとんどの地域では、十分な対策は講じられていないため、サルの被害が拡大する大きな原因となっている。

## 7. 適正管理の基本的な考え方

自然度の高い森林地域において、集落依存度の低い地域個体群を将来に渡って健全に維持するため、毎年、生息状況についてモニタリング調査を実施することで、県内のサルの群れの状況と被害の状況を把握し、県内の3つの地域個体群ごとに個体群管理や被害対策を検討する順応的管理を行う。

このため「事業実施計画」を策定し、この計画に基づき施策等を実行する。



## 8. 具体的な管理目標

### (1) 個体群管理

区分	内容
管理目標	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 3年内に<sup>※1</sup>特に加害性の高い群れを無害化するとともに、<sup>※2</sup>平成35年度を目標に、加害性のある群れの数を県民生活に影響のない程度にまで減少させるため、計画期間内は積極的な捕獲と侵入防止柵の設置に努める。</li><li>✓ 県内の地域個体群を保全するため、地域ごとの20年後の絶滅確率が0.01%未満となるように確保するものとする。</li></ul>

※1 群れの個体数が過大であり、被害管理の実効性が期待できない群れ、又は加害性が高く、緊急に対策を実施する必要がある群れ

※2 目標年度は、「ニホンザル被害対策強化の考え方（環境省・農林水産省）」における当面の目標年度とする。

## (2) 被害対策

区分	内容
目標	✓ 鳥獣被害が発生している全市町で鳥獣被害対策実施隊を設置して、被害が恒常に発生している集落を*現状から年間約10%減少させる。

\* 平成26年度の被害集落数を基準とする。

## 9. 管理目標を達成するための方策

施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域個体群の被害実態に合わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。

### (1) 個体群管理

被害実態に応じ、地域個体群ごとに有害鳥獣捕獲とサルの数の調整を目的とした捕獲（以下「管理捕獲」という。）を効果的に組み合わせた個体群管理を積極的に実施する。

#### ① 有害鳥獣捕獲

##### 1) 許可基準の設定

市町は、有害鳥獣捕獲許可に当たっては、第11次鳥獣保護管理事業計画に定めるほか、次の基準のいずれかに該当することを許可基準として設定する。

#### サルの有害鳥獣捕獲許可基準

区分	内容
基準1	✓ 地区獣友会等の捕獲実施主体に対し必要な協力が行われるよう、関係機関等で構成する市町の被害防止対策協議会等において合意形成を図るなど、地域として被害対策に取り組んでいること。
基準2	✓ 実際に侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止活動が行われていること。
基準3	✓ *住居集合地域等に出没した場合等、生活環境への被害等の被害が発生するおそれがあること

\* 鳥獣保護管理法第38条第2項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

##### 2) 許可に当たって特に留意すること

ア 有害鳥獣捕獲許可に当たっては、被害等の発生状況に応じて、被害の発生区域及びその隣接地を対象とするなど、因果関係のある区域に限定する。

イ 市町は、対象となる群れが県の実施するモニタリング調査の対象となっている場合は、事前に県と協議し、許可頭数を決定する。

ウ 住宅集合地域等に出没し、生活環境への被害を発生させているサルについては、積極的に捕獲する。

## ② 管理捕獲

県は、特に加害性が高い群れを対象に管理捕獲を実施する。

管理捕獲の対象とする群れは、これまでの調査結果、又は電波発信器等により、管理捕獲の対象となる群れが客観的に判別されていることに加え、次のいずれかの基準に該当することを条件とする。

なお、対象とする群れ及び当面の管理目標等については、専門家及び関係者からなる検討会での議論を踏まえて決定し、「事業実施計画」に基づき捕獲を実施する。

### サルの管理捕獲実施基準

区分	内容
基準1	✓ 有害鳥獣捕獲のみでは対応が困難な※加害性の高い群れであること
基準2	✓ 群れの個体数が100頭を超えていていること
基準3	✓ 群れ全体の生活場所の半分以上が住居集合地域等や農耕地になっているか、又は、住居集合地域等容認できない地域に群れの遊動域が拡大していること

※ 平成24・25年度香川県ニホンザル生息状況等調査報告書の加害レベルに基づくものとする。

## ③ 「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町は、捕獲の担い手である狩猟者を、受益者である地域住民が集落ぐるみで支援するため、※法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

## (2) 被害対策

### ① 侵入防止柵等の普及

農業被害を防止するための侵入防止柵については、集落柵のほか、必要に応じ個別柵を組み合わせるなど、作物の種類、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し設置するよう支援するほか、野生鳥獣との棲み分けを図るために緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備を推進する。

### ② 地域一体となった防除体制の推進

被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を確立するため、市町は、「※鳥獣被害対策実施隊」に前述の「補助者制度」を活用するなど、狩猟者以外の地域住民の防除への参加を包摂し、適切な役割分担のもと防除体制を構築する。

※ 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

### ③ 住居集合地域等でのハナレザル対策

住居集合地域等に出没するハナレザル対策として、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

## (3) 生息環境管理

生息環境管理によって、餌場としての集落の魅力を減らし、自然度の高い森林地域の生息地としての役割を高めることで、理想的な棲み分け対策を図る。

### ① 森林管理

自然度の高い森林地域において、集落依存度の低い地域個体群を将来に渡って健全に維持するため、奥山等の広葉樹林や針広混交林がまとまった森林の保全に努めるほか、ヒノキ等の人工林については間伐を推進する等、自然度の高い森林への誘導を図る。

特定の地域での群れの集中を防止し、追い払い等の効果を高めるため、人工造林に際しては、尾根・谷筋に、広葉樹林を残置し、サル群れの移動経路を確保するように努める。

### ② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林の適切な管理による誘引物の除去等の取り組みを積極的に行うように支援する。

## 10. モニタリング調査

### (1) 生息状況調査

#### ① 個体数調査

各地域個体群の安定的な存続を確保するため、地域個体群ごとに2群を選定し、毎年、群れの状態をモニタリングする。2群については、電波発信器を装着し群れの動向を把握しておくとともに、毎年個体数カウントを実施し、性別や齢構成などのデータを蓄積する。

#### ② 捕獲個体調査

有害鳥獣捕獲及び管理捕獲で捕獲した個体については、捕獲方法・場所、性別・齢を明らかにした調査票により記録する。

#### ③ 絶滅確率の計算と将来予測

県は、①②のデータ等に基づき、毎年、地域個体群ごとに絶滅確率の推定を行い、20年後の地域ごとの絶滅確率が目標とする0.01%未満になるように、事業実施計画において必要な措置を講じるものとする。

### (2) 農業被害調査

農業被害の発生や増減について把握する。また、ここで得たデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料としても活用する。

**(案)**

**ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画**

**平成 27 年度事業実施計画**

**平成 27 年5月**

**香 川 県**

(

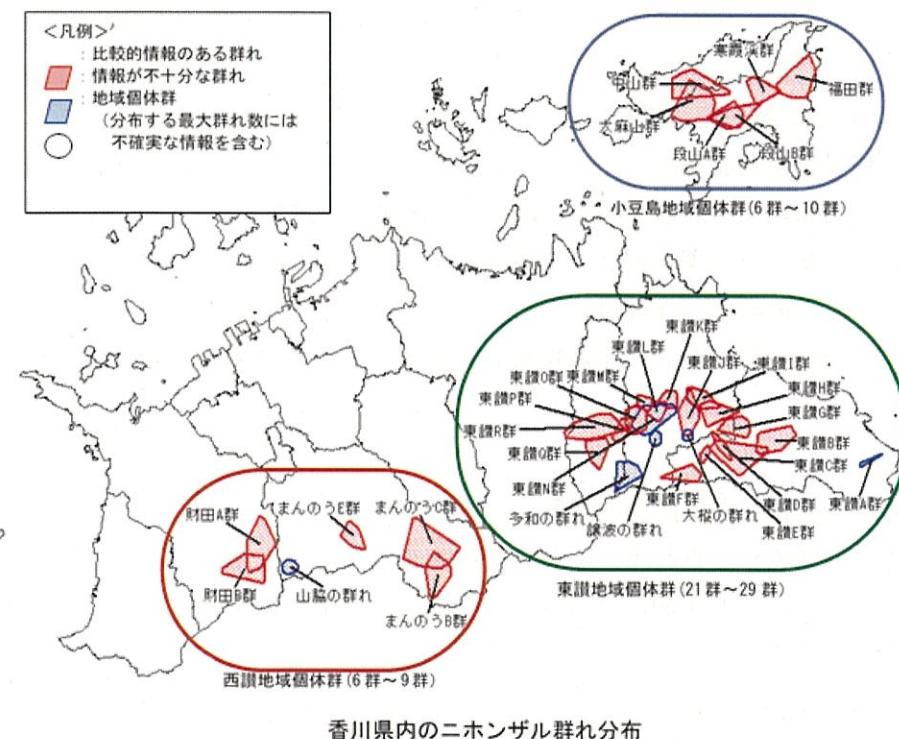
## 1. はじめに

本計画は、ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（以下「サル管理計画」という。）に基づき、平成27年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

## 2. 生息状況と個体数管理の考え方

### (1) 生息状況

生息状況調査の結果、県内には合計33群が生息し、その生息頭数は3,111～4,546頭であることが明らかとなった。分布の連続性を考慮して、県内の地域個体群を東讃、西讃、小豆島に区分すると以下のようになる。



### (2) 個体数管理の考え方

サル管理計画に定める具体的な管理目標を達成するため、積極的な捕獲と侵入防止柵の設置に努めると同時に、県内の地域個体群の保全を図るものとする。なお、ニホンザルの捕獲は被害実態に応じ行うものであることから、具体的な年間捕獲目標は設定しない。

## 3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域個体群の被害実態に合わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。

## (1) 個体群管理

### ① 有害鳥獣捕獲

#### 1) 許可基準の設定

市町は、有害鳥獣捕獲許可に当たっては、第11次鳥獣保護管理事業計画に定めるほか、次の基準のいずれかに該当することを許可基準として設定する。

#### サルの有害鳥獣捕獲許可基準

区分	内容
基準1	✓ 地区獵友会等の捕獲実施主体に対し必要な協力が行われるよう、関係機関等で構成する市町の被害防止対策協議会等において合意形成を図るなど、地域として被害対策に取り組んでいること。
基準2	✓ 実際に侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止活動が行われていること。
基準3	✓ 住居集合地域等に出没した場合等、生活環境への被害等の被害が発生するおそれがあること

#### 2) 許可に当たって特に留意すること

- ア 有害鳥獣捕獲許可に当たっては、被害等の発生状況に応じて、被害の発生区域及びその隣接地を対象とするなど、因果関係のある区域に限定する。
- イ 市町は、対象となる群れが県の実施するモニタリング調査の対象となっている場合には、事前に県と協議し、許可頭数を決定する。
- ウ 住宅集合地域等に出没し、生活環境への被害を発生させているサルについては、積極的に捕獲する。

### ② 管理捕獲

県は、特に加害性が高い群れを対象に管理捕獲を実施する。

管理捕獲の対象とする群れは、これまでの調査結果、又は電波発信器等により、管理捕獲の対象となる群れが客観的に判別されていることに加え、次のいずれかの基準に該当することを条件とする。

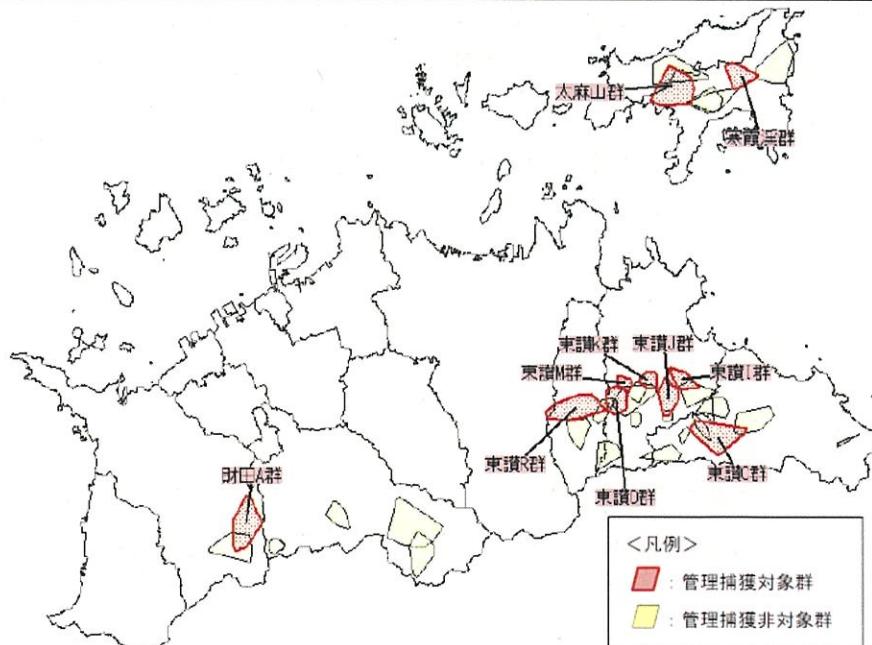
#### サルの管理捕獲実施基準

区分	内容
基準1	✓ 有害鳥獣捕獲のみでは対応が困難な加害性の高い群れであること
基準2	✓ 群れの個体数が100頭を超えていること
基準3	✓ 群れ全体の生活場所の半分以上が住居集合地域等や農耕地になっているか、又は、住居集合地域等容認できない地域に群れの遊動域が拡大していること

平成 27 年度において管理捕獲を行う群れについては次のとおり定める。

今年度の管理目標については、無害化を図るため積極的に捕獲を実施するものとする。平成 28 年度において個体数調査と行動圏調査を実施し、行動圏内の被害発生状況も含めて、管理目標を再検討するものとする。

地域	群れ（通称）	該当する管理捕獲 の実施要件	備考
東讃	東讃 C 群（入野山群）	基準 2	
	東讃 I 群（南川北群）	基準 1、基準 2、基準 3	
	東讃 J 群（南川南群）	基準 2	
	東讃 K 群（石田群）	基準 3	
	東讃 M 群（長尾名群）	基準 1、基準 3	
	東讃 O 群（前山群）	基準 2	
	東讃 R 群（鹿庭・城群）	基準 2	
西讃	財田 A 群（財田北群）	基準 1、基準 3	
小豆島	太麻山群	基準 1、基準 2	
	寒霞溪群	基準 2	



#### ④ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町からの要望に基づき専門家等に依頼してモデル地区を設置し講習会等を開催する。

また、管理捕獲についても、必要に応じて補助者制度を活用し、捕獲の効率化を図るものとする。

### (2) 被害対策

#### ① 侵入防止柵等の普及

侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センターによる現地指導を行うことにより、作物の種類、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。

#### ② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を支援するため、農業改良普及センターによる効果的な追い払い手法等の支援を行うほか、前述の補助者制度の普及を図るとともに、市町の要望に基づき専門家等に依頼してモデル地区を設置し講習会等を開催する。

#### ③ 住居集合地域等でのハナレザル対策

住居集合地域等に出没するハナレザル対策として、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

### (3) 生息環境管理

#### ① 森林管理

造林事業等を活用した人工林の間伐を推進するほか、モニタリング調査の対象となっている群れについては、行動圏域における森林の利用状況を把握するように努め、将来的に保全すべき自然度の高い森林の満たすべき条件について検討するものとする。

#### ② 集落環境管理

県及び市町は、野生鳥獣が集落に近づかないよう、地域住民が集落ぐるみで取り組む放任果樹の伐採や耕作放棄地の解消、放置竹林等の誘因物の除去等、集落環境の管理を積極的に行うよう支援する。

## 4. モニタリング調査

### (1) 生息状況調査

#### ① 個体数調査

地域個体群ごとに2群を選定し、毎年、群れの状態をモニタリングする。2群については、電波発信器を装着し群れの動向を把握しておくとともに、毎年個体数カウントを実施し、性別や齢構成などのデータを蓄積する。

各地域個体群のモニタリング対象群は次のとおりとする。

なお、電波発信機の状況や群れの位置によって対象群の個体数のフルカウントが難しい場合には、隣接群を適宜対象とするなど2群以上のカウントに努めるものとする。

地域	群れ（通称）	群れの個体数	備考
東讃	東讃 C 群（入野山群）	111	管理捕獲対象群
	東讃 P 群（鹿庭群）	50	
西讃	まんのう C 群（中通群）	59	
	財田 B 群（財田南群）	62	
小豆島	太麻山群	117	管理捕獲対象群
	寒霞渓群	320～350	"

## ② 捕獲個体調査

有害鳥獣捕獲及び管理捕獲で捕獲した個体については、捕獲方法・場所・性別・齢を明らかにした調査票により記録する。

## ③ 絶滅確率の計算と将来予測

県は、①②のデータ等に基づき、毎年、地域個体群ごとに絶滅確率の推定を行い、20年後の地域ごとの絶滅確率が目標とする 0.01%未満になるように、必要な措置を講じるものとする。

### (2) 農業被害調査

農業共済による作物ごとの被害金額や集落アンケート調査による被害実態調査を実施する。

### (3) 香川県野生鳥獣対策システムによる情報収集

ニホンザルの集落や住居集合地域への出没状況（群れ、ハナレザル）や農業被害の状況など、県民から通報のあった情報をウェブ GIS システム「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、管理するものとする。